# 厚生労働大臣が定める掲示事項

## I 保険医療機関

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## Ⅱ 入院基本料について

◆ 2階病棟(急性期一般入院料1)

<看護師及び准看護師> <u>1日に15人以上の看護職員が勤務しております。</u> <看護補助者>

日勤帯(8:30~17:00): 看護職員1人あたりの受け持ち数は、7人以内です。	日勤帯(8:30~17:00): 看護補助者1人あたりの受け持ち数は、25人以内です。
夜勤帯(16:30〜翌9:00):看護職員1人あたりの受け持ち数は、13人以内です。	夜勤帯(16:30〜翌9:00):看護補助者1人あたりの受け持ち数は、38人以内です。

◆ 3·4·5階病棟(回復期リハビリテーション病棟入院料1)

<看護師及び准看護師> 1日に14人以上の看護職員が勤務しております。 <看護補助者>

日勤帯(8:30~17:00): 看護職員1人あたりの受け持ち数は、13人以内です。	日勤帯(8:30~17:00): 看護補助者1人あたりの受け持ち数は、30人以内です。
夜勤帯(16:30~翌9:00):看護職員1人あたりの受け持ち数は、29人以内です。	夜勤帯(16:30〜翌9:00):看護補助者1人あたりの受け持ち数は、29人以内です。

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡し及びご説明をしております。 また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡体制、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

## IV 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への 発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

- ◆ 基本診療料及び特掲診療料の施設基準等に係る届出 (別掲) 施設基準について をご覧ください。
- ◆ 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

管理栄養士によって適切に管理(年齢・症状による適切な栄養量及び内容)された食事を適時・適温で提供しております。また、医師の指示に基づき患者さまに適切な 特別食の提供も行っております。 <食事提供時間> 朝食: 8時 / 昼食: 12時 / 夕食: 18時

負担額について、令和6年6月1日より食事・生活療養標準負担額が変更となっております。 詳しくは こちら をご参照ください。

- ◆ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミラー)の採用・使用について 当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミラー)の採用・使用を積極的に行っております。 また、医薬品の供給不足等が発生した場合に適切な対応ができる体制を整備しております。詳しくは、こちらをご覧ください。
- ◆ 病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に関する事項

当院では、病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に向けた様々な取り組みを実施しております。

取り組みの詳細については、こちらをご覧ください。

◆ 入退院支援(入退院支援加算、入院時支援加算)について

当院では、患者さまが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。 各病棟に詳細を掲示しておりますので、ご参照ください。

◆ 相談窓口(患者サポート体制充実加算)について

当院では、患者さまからのあらゆる相談に幅広く対応するための医療相談窓口を下記のとおり設置しております。看護師、社会福祉士、医療安全管理等がお話しを お伺いし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。

#### <患者相談窓口のご案内>

M

受付時間: 平日 9:00 ~ 12:00 / 14:00 ~ 17:00 土曜: 9:00 ~ 12:00

担 当 者: 看護師·社会福祉士·医療安全管理者 等

※ ご相談は、患者さま、ご家族等どなたでもお受付可能です。相談されたことにより不利益を受けることなく、プライバシーの保護を順守いたします。

### 厚牛労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について

当院では手術に関する施設基準に基づき、手術実績を開示しております。(別掲)<u>手術実績について</u>をご覧ください。

#### VII

### 保険外負担に関する事項について

当院では、保険適用外となる項目について、その使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳しくは、各項目より詳細をご覧ください。

- ◆ 保険外負担に係る費用について(文書料等)
- ◆ 個室使用料(特別療養環境の提供)
- ◆ 形成外科・整形外科外来での巻き爪治療(自由診療)
- ◆ 長期収載品の選定療養について

### **Ш** その他

◆ 診療情報の活用(医療情報取得加算)について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、オンライン資格確認システム(マイナ保険証)の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することで、 質の高い医療の提供に努めています。詳しくは、<u>こちら</u>をご覧ください。

◆ 受動喫煙対策について

当院では、受動喫煙対策義務を定めた健康増進法に基づき病院敷地内(駐車場も含みます)全面禁煙としております。

皆さまの健康を守るためにもマナーをお守りいただき、禁煙にご理解・ご協力をお願い申し上げます。